

あなたの想いを未来につなぐ

教育資金贈与信託



● **教育資金贈与信託とは** → 2～3ページ

● **教育資金贈与信託Q & A** → 4～7ページ

- Q1 誰でも利用することができますか？
- Q2 利用するにはどうすればいいですか？
- Q3 贈与税非課税の対象となる「教育資金」はどのようなものですか？
- Q4 教育資金を払い出すためにはどうすればいいですか？
- Q5 信託契約はいつ終了しますか？
- Q6 贈与をした方（委託者）が亡くなられた場合、信託財産は相続税の課税対象となりますか？
- Q7 信託終了時に教育資金として使われていなかった信託財産は相続税の課税対象となりますか？
- Q8 どのような費用がかかりますか？
- Q9 運用収益に対する税金はどうなりますか？
- Q10 追加して信託することはできますか？

教育資金贈与信託とは

教育資金贈与信託とは、高齢者の資産を若年層に移転させるとともに、教育・人材育成をサポートする観点から、平成25年度税制改正において導入された「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」に基づき創設された信託です。非課税措置の適用は令和8年3月31日までの間に信託されたものに限られます。

教育資金贈与信託は、お孫さまなど**(受益者)**の教育資金として祖父母さまなど**(委託者)**が信託銀行等**(受託者)**に金銭を信託した場合に、1,500万円(学校等以外の教育資金の支払いに充てられる場合には500万円)を限度として贈与税が非課税になる信託です。

教育資金贈与信託では、資金の用途が教育に限られるため、お孫さまなどの教育を支援したい祖父母さまなどの想いを届けることができます。

※ 本リーフレットにおいて、「信託銀行等」とは、信託銀行等の信託兼営金融機関および信託会社のことを指します。



教育資金贈与信託については、
当協会のホームページ(<https://www.shintaku-kyokai.or.jp/>)でも、
ご紹介しておりますので、あわせてご覧ください。

まずはこちら！



イチから学ぶ
教育資金贈与信託

より詳しく知りたい方は！



教育資金贈与信託
の活用方法

動画で紹介！



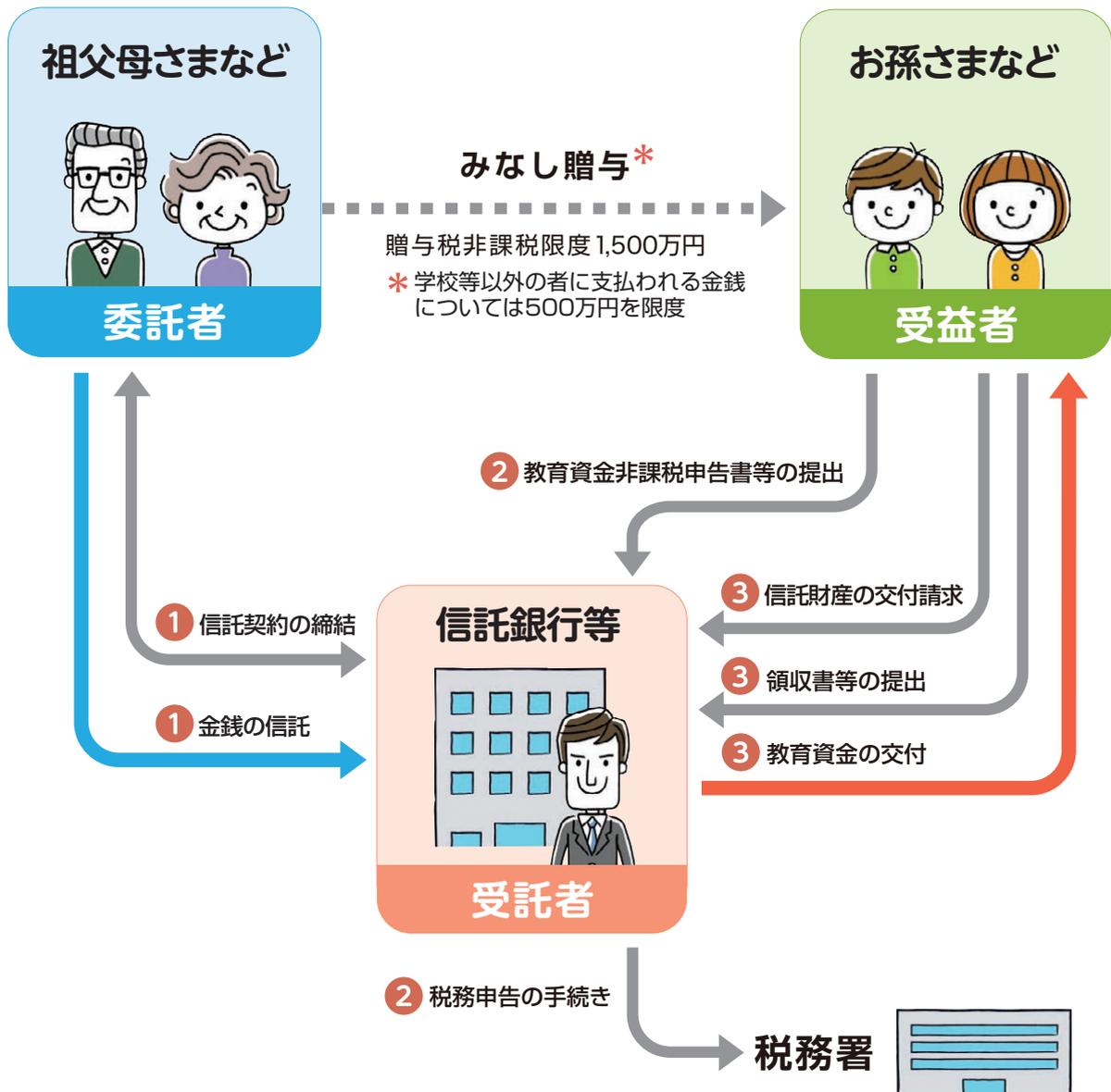
動画で学ぶ
教育資金贈与信託

マンガで紹介！



マンガでわかる
教育資金贈与信託

教育資金贈与信託のしくみ



- 1 祖父母さまなど(委託者)は、信託銀行等(受託者)と、教育資金管理のための信託契約を締結し、金銭を信託します。
- 2 お孫さまなど(受益者)は、信託契約を締結する際に、教育資金非課税申告書等を、信託銀行等(受託者)を経由して、税務署に提出します。(お孫さまなど(受益者)が未成年である場合、親権者の方に行っていただくことになります。)
- 3 教育資金が必要となった場合、お孫さまなど(受益者)は、信託銀行等(受託者)に対して信託財産の交付請求を行い、教育資金を払い出します。
お孫さまなど(受益者)は、払い出した金銭を教育資金に充当したことを証する書類(領収書等)を、信託銀行等(受託者)に提出します。

教育資金贈与信託 Q&A

教育資金贈与信託についての理解をより深めていただくために、教育資金贈与信託の主な内容を「教育資金贈与信託Q&A」としてまとめました。

Q1 誰でも利用することができますか？

A 贈与をする方(委託者)は、贈与を受ける方(受益者)の直系尊属(祖父母さまなど)に限られます。また、贈与を受ける方は、信託を設定する日、すなわち信託契約を締結する日において30歳未満の個人で、贈与の前年における合計所得金額が1,000万円以下の方に限られています。

Q2 利用するにはどうすればいいですか？

A 教育資金贈与信託のご利用にあたっては、贈与をする方(委託者)は、信託銀行等と信託契約を締結する必要があります。なお、この教育資金贈与信託の利用は、贈与を受ける方(受益者)お一人につき1信託銀行等1営業所に限られており、1つの信託銀行等と契約を締結すると、他の信託銀行等または同一の信託銀行等の他の営業所で契約を締結することはできません。

なお、贈与を受ける方(※)には、信託契約の締結の際に、税務署宛に提出が必要な「教育資金非課税申告書」をご記入いただきます。(税務署への申告書提出等の手続きは、信託銀行等が行います。)

あわせて、贈与をする方が贈与を受ける方の直系尊属であること、贈与を受ける方が30歳未満であること、信託契約を締結する日の前年における贈与を受ける方の合計所得金額が1,000万円以下であることの確認書類(戸籍謄本など親族関係や年齢を確認できる書類および合計所得金額の確認書類)も信託銀行等へご提出いただきます。

(※) 各種申告書・書類の提出等は、贈与を受ける方が未成年である場合、贈与を受ける方に代わって、親権者の方に行っていただくことになります。

Q3 贈与税非課税の対象となる「教育資金」はどのようなものですか？

A 贈与税が非課税となる「教育資金」の範囲は、次のとおりとされています。ただし、②の金銭については、非課税となる金額の上限は500万円となります。(詳細は文部科学省ホームページ等をご確認ください。)

① 次の施設に直接支払われる入学金、授業料、学用品の購入費等

- 学校教育法第1条に規定する学校(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校)、学校教育法第124条に規定する専修学校、外国におけるこれらに相当する教育施設またはこれらに準ずる教育施設
- 学校教育法第134条第1項に規定する各種学校
- 保育所、保育所に類する施設、認定こども園等(※1)
- 水産大学校、海技教育機構の施設、航空大学校等

② 学校等以外の者に、教育を受けるために直接支払われる金銭（※2）

- 学習塾や習い事の「謝礼」「月謝」、学習塾に支払う教材費等
- 通学定期券代
- 留学渡航費等

(※1) 「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」と重複して払い出すことはできません。

(※2) 23歳以上の贈与を受ける方については、学習塾や習い事の「謝礼」「月謝」、学習塾に支払う教材費等は教育資金とはなりません。ただし、雇用保険法に基づく教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するために教育訓練実施者に支払う費用は教育資金となります。

Q4 教育資金を払い出すためにはどうすればいいですか？

A

教育資金に充てた金額は、信託銀行等に請求することにより、払い出すことができます。ただし、教育資金として払い出すためには、教育資金の支払いに充てたことを証明する書類（領収書等）を信託銀行等に提出し、信託銀行等において「教育資金支出額」として記録することが必要となります。払い出しには、この領収書等の提出方法の違いなどによって、以下の2つの方法があります。（いずれの方法になるか及び払出方法の詳細については、各信託銀行等にお問い合わせください。）

- ① 教育資金を自らが支払った上で、支払いから1年以内に、領収書等を信託銀行等に提出し、払い出しを受ける方法
- ② 信託銀行等からの払い出しと教育資金の支払いの前後関係は問わず（ただし、いずれも同一年（1月～12月）であることが必要となります。）、教育資金を支払った日の属する年の翌年3月15日までに領収書等を信託銀行等に提出する方法（ただし、1年間の払い出し金額がその年の領収書等の合計額を下回る場合、その払い出した金額を教育資金の支出として記録します。）

Q5 信託契約はいつ終了しますか？

A

教育資金贈与信託は、贈与を受けた方（受益者）が「30歳に達した日」もしくは「死亡した日」または「信託財産の価額が零となった場合において終了の合意があった日」のいずれか早い日に終了します。ただし贈与を受けた方が30歳に到達した時に、現に①学校等に在学している場合、または②雇用保険法に基づく教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合には、30歳到達時の翌月末日までに、その旨を記載する届出書に証明書類を添付して信託銀行等に届け出ることにより、また、その翌年以降も学校等に在学等していれば、当該届出を毎年1回行うことにより、贈与を受ける方が40歳に達するまでの間、引き続き教育資金贈与信託を利用いただけます。

なお、信託財産をすべて払い出した場合を除いて、解約することはできません。

Q6

贈与をした方(委託者)が亡くなられた場合、信託財産は相続税の課税対象となりますか？

A

信託期間中に贈与をした方(委託者)が亡くなられた場合には、「管理残額」(※1)を相続または遺贈により取得したものとみなして、贈与をした方の死亡に係る相続税の課税価格に加算します(※2)。この「管理残額」は相続または遺贈により取得したものとみなされ、信託終了時に贈与税は課税されません。

また、贈与を受けた方が相続税額の2割加算の対象となる場合(贈与をした方のお孫さまなど)、令和3年3月31日以前に設定した信託に対応する「管理残額」については2割加算の適用はなく、令和3年4月1日以降に設定した信託(追加して信託した場合を含みます。)に対応する「管理残額」については2割加算の適用があります。

なお、贈与を受けた方(受益者)は、贈与をした方(委託者)が亡くなられたことを信託銀行等に届け出ることが必要です。

(※1) 「管理残額」の計算方法等の詳細につきましては、文部科学省「教育資金非課税措置 Q&A」のQ6-4をご確認ください。

(※2) 贈与をした方[委託者]の死亡に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超えない場合で、かつ、贈与を受けた方が次の場合、贈与をした方[委託者]が死亡したとしても相続税は課税されません。

(②及び③については死亡の届出の提出に併せて、②又は③に該当する旨の書類の提出が必要です。また、委託者の死亡に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超えるかどうかを確認するために必要と認められる書類の提出が必要です。)

- ① 23歳未満である場合
- ② 学校等に在学している場合
- ③ 雇用保険法に基づく教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

なお、信託の設定時期等に応じた相続税の課税関係については、信託協会ホームページの次の箇所に 資料を掲載しています。
(右の QRコードからアクセスできます。)



相続税の課税関係

掲載箇所：信託協会ホームページ 信託商品／活用方法 個人のための信託

教育資金贈与信託：概要 ◎ご注意いただきたいこと

PDF資料「教育資金贈与信託 委託者死亡時の管理残額への相続税課税」

教育資金贈与信託 Q&A

Q7 信託終了時に教育資金として使われていなかった信託財産は相続税の課税対象となりますか？

A 信託終了時に、非課税拠出額から教育資金支出額(贈与をした方(委託者)の死亡により相続または遺贈により取得したものとみなされた金額を含む)を控除した残額がある場合は、信託が終了した日に贈与があったものとして、その残額に対して、贈与を受けた方(受益者)に贈与税が課税されます。

なお、令和5年3月31日以前に設定もしくは信託金を追加された信託について、信託終了日の属する年の1月1日において贈与を受けた方(受益者)が成年の場合、特例税率が適用されます。贈与税の申告手続は、贈与を受けた方(受益者)において行うこととなりますので、詳細は国税庁ホームページのタックスアンサー等をご確認ください。

贈与を受けた方の死亡により信託が終了した場合には、信託財産は贈与を受けた方の相続人に相続され、相続税の課税対象となりますので、贈与税は課税されません。

Q8 どのような費用がかかりますか？

A 費用については、個々の信託契約によって定められ、各信託銀行等によってその定め方が異なりますので、各信託銀行等にお問い合わせください。

Q9 運用収益に対する税金はどうなりますか？

A 信託財産の運用により生じる収益は、贈与を受けた方(受益者)の所得となりますので、基礎控除を超える場合、贈与を受けた方に所得税が課税されます。なお、運用収益には贈与税は課税されません。

Q10 追加して信託することはできますか？

A 既に教育資金贈与信託を設定している場合でも、1,500万円までは贈与税が非課税となりますので、令和8年3月31日までの間であれば、この金額までは追加して信託することができます。ただし、その前年における贈与を受ける方(受益者)の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、追加することができません。

追加して信託する場合には、贈与を受ける方には、税務署宛に提出が必要な「追加教育資金非課税申告書」と合計所得金額の確認書類を、既に信託を設定している信託銀行等の同一の営業所にご提出いただく必要があります。なお、税務署への申告書提出等の手続は、信託銀行等が行います。

●詳しくは「教育資金贈与信託」取扱い信託銀行等へ

この「教育資金贈与信託」は、各信託銀行等によって取扱いが異なる場合がありますので、詳しくは、取扱い信託銀行等にご相談ください。

信託相談所

信託協会では、お客さまからの信託に関するご照会やご相談の窓口として信託相談所を設置しています。

信託相談所では、信託銀行等の信託兼営金融機関および信託会社(以下「信託銀行等」といいます。)の信託業務等に対するご要望や苦情もお受けしています。

- 受付時間 午前9時～午後5時15分
(土・日曜日、祝日などの銀行の休業日を除く)
- 電話 ☎ **0120-817335**
または 03-6206-3988

トラブル解決は「あっせん委員会」へ

信託銀行等の信託業務等についてのトラブルがなかなか解決しないお客さまは、「あっせん委員会」をご利用いただけます。

「あっせん委員会」とは、信託協会が設置する、弁護士、学識経験者、消費者問題専門家等で構成される中立、公正な委員会です。

詳しくは信託協会ホームページをご覧ください。

<https://www.shintaku-kyokai.or.jp/consultation/>



信託相談所への相談・苦情等にかかる個人情報の利用について

信託相談所では、円滑な相談・苦情等への対応を実施するため、みなさまからの相談・苦情等をお受けするにあたりまして、お名前、ご住所、電話番号等をお聞きする場合があります。これらの個人情報は、みなさまからの相談・苦情等への対応のために利用し、ご本人の同意を得ずに他の目的で利用することはありません。

ご提供いただいた情報は、特定の個人を識別できる情報を除いて、統計資料、相談・苦情等の事例として利用させていただきます。



一般社団法人

信託協会

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-1 岸本ビル1階
TEL.03-6206-3981

ホームページ <https://www.shintaku-kyokai.or.jp/>

信託協会

検索



本資料は、教育資金贈与信託の仕組みなどについて紹介し、教育資金贈与信託の制度について理解を深めていただくために作成しているものであり、当該商品の勧誘・推奨を目的としているものではありません。